

工事標準仕様書の建設局版と企業庁版の相違点（令和7年4月）

項目				建設局版	企業庁版	頁	
編	章	節	項				
			枝番				
				表紙	— 愛知県建設局	土木工事標準仕様書 第2編から第10編、第12編、土木工事施工管理基準及び写真管理基準については、愛知県建設局を準用していません。 愛知県企業庁	—
				共通	完成検査	完了検査	—
1	1-	1-	1	1.	1.適用工事 愛知県建設局・都市・交通局 愛知県公共工事請負契約約款	愛知県企業庁 愛知県企業庁公共工事請負契約約款	1-1
				2.	2.標準仕様書の適用 愛知県建設局土木工事監督要領 愛知県建設局建設工事検査要領	愛知県企業庁工事監督要領 愛知県企業庁工事検査要領	1-1
1	1-	1-	2	4.	4.総括監督員 建設局長又は都市・交通局長	企業庁長	1-2
				43.	43.情報共有システム 「愛知県情報共有運用ガイドライン」	「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県企業庁発注工事における情報共有システム運用の手引き」	1-4
1	1-	1-	3	2.	2.設計図書の照査 愛知県建設局 「工事請負契約における設計変更ガイドライン」 「10 設計図書の照査について」 照査要領(案)	愛知県企業庁 「設計変更ガイドライン（統合版）」 「6 設計図書の照査について」 設計図書の照査チェックリスト	1-5
				5.	5.「設計・施工条件確認会議」の開催 「土木工事「設計・施工条件確認会議」実施要領」	「設計・施工条件確認会議試行要領」	1-5
1	1-	1-	6	2.	2.施工計画書の記載事項 緊急維持工事について、協定を締結した業者は、一般事項として、(3)、(8)、(9)を記載した施工計画書を契約当初に担当者へ提出すること。	—	1-6
1	1-	1-	11	2.	2.工事下請届 愛知県公共工事請負契約約款	愛知県企業庁公共工事請負契約約款	1-9
1	1-	1-	16		16.設計図書の変更 「愛知県建設局・都市・交通局設計変更事務取扱要領」及び「工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）」（愛知県建設局）	愛知県企業庁「設計変更ガイドライン（統合版）」	1-11

工事標準仕様書の建設局版と企業庁版の相違点（令和7年4月）

項目				建設局版	企業庁版	頁
編	章	節	項			
1	1-	1-	25	25.工事 <b>完成</b> 検査	25.工事 <b>完了</b> 検査	1-22
			1.	1.工事 <b>完成通知書</b> の提出 工事 <b>完成通知書</b> を監督員を通じて	1.完了通知の提出 完了通知を監督員を通じて	
1	1-	1-	25	2.工事 <b>完成</b> 検査の要件 工事 <b>完成通知書</b> を監督員に提出	2.工事 <b>完了</b> 検査の要件 完了通知を監督員に提出	1-22
			26	26.既済部分検査等 既済部分検査請求書と合わせて	26.既済部分検査等 出来形検査請求書と合わせて	
1	1-	1-	29	9. 施工管理 最新版の「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づく	9. 施工管理 最新版の「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県企業庁発注工事における情報共有システム運用の手引き」に基づく	1-24
1	1-	1-	36	36.事故報告書 本庁事業課 建設総務課に報告 なお、請負者及び監督員は、建設工事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、必要な情報をシステムに登録するものとする。	36.事故報告書 本庁 <b>主務課</b> 管理部総務課に報告	1-31
1	1-	1-	50	1.一般事項 条件変更確認請求通知に記載	1.一般事項 工事打合簿(条件変更確認請求通知)に記載	1-46
			50	2.天災等 条件変更確認請求通知に記載	2.天災等 工事打合簿(条件変更確認請求通知)に記載	1-46
1	1-	1-	51	2.現場責任者 愛知県公共工事請負契約約款	2.現場責任者 愛知県 <b>企業庁</b> 公共工事請負契約約款	1-47
			51	3.技術者の専任制 愛知県 <b>建設局・都市・交通局・建築局</b> 低入札価格調査等実施要領	3.技術者の専任制 愛知県 <b>企業庁</b> 低入札価格調査等実施要領	1-47
			51	5.現場代理人の常駐の運用 「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」(愛知県建設局長通知 令和7年2月17日付け 6建企第492号)による 建設局・都市・交通局発注工事の場合は	5.現場代理人の常駐の運用 「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」(愛知県建設局長通知 令和7年2月17日付け 6建企第492号 <b>及び、企業庁通知 平成31年3月14日付け 30企総第1376号</b> )による 企業庁発注工事の場合は	1-48
1	1-	1-	56	契約後V E 「愛知県建設局契約後V E実施要領」	契約後V E 「愛知県企業庁契約後V E 試行要領」	1-49

工事標準仕様書の建設局版と企業庁版の相違点（令和7年4月）

項目				建設局版	企業庁版	頁
編	章	節	項			
1	1-	1-	57	5.	5. ICT活用工事	1-51
					<p>—</p> <p>【追記】  <u>なお、実施要領において、「建設局」は「企業庁」に、「建設事務所」は「事務所」に、「建設企画課 土木技術G」は「総務課 技術管理・工事検査G」に読み替える。</u></p> <p><u>また、工事名の末尾に（ICT活用工事）という明示は行わず、特記仕様書に明示する。</u></p>	
1	1-	1-	57	6.	6.建設現場の遠隔臨場	1-51
					愛知県	愛知県企業庁
11	1-	1-	1		1.適用規定（1）	11-1
					愛知県建設部	愛知県企業庁
11	1-	1-	3		3.適用規定（3）	11-1
					<p><u>本章に定めがない事項については、第1編総則編、第2編材料編、第3編工事共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。</u></p>	<p><u>水道工事の電気設備工事については、別に定める「工事標準仕様書【追録】」に基づくものとする。</u></p>
11	1-	1-	4		— —	11-1
					4.適用規定（4）	
					<p><u>本章に定めがない事項については、第1編総則編、第2編材料編、第3編工事共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。</u></p>	
11	2-	1-	1		1.適用規定（1）	11-2
					愛知県建設部	愛知県企業庁
11	2-	1-	3		3.適用規定（3）	11-2
					<p><u>本章に定めがない事項については、第1編総則編、第2編材料編、第3編工事共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。</u></p>	<p><u>水道工事の機械設備工事については、別に定める「工事標準仕様書【追録】」に基づくものとする。</u></p>
11	2-	1-	4		— —	11-2
					4.適用規定（4）	
					<p><u>本章に定めがない事項については、第1編総則編、第2編材料編、第3編工事共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。</u></p>	